

No.	⑤-22	R6 予算額	978 百万円
事業名	離島漁業再生支援交付金	府省庁名	水産庁
概要	<p>離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。</p> <p>一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売面・生産面では不利な条件下に置かれており、特に近年、消費者の鮮度志向が強まる中、販売面で一層不利な状況におかれ、漁業就業者の減少・高齢化も一層進行している。</p> <p>このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させていくことが重要であり、交付金による支援を実施する。</p> <p>また、離島漁業の維持・発展のためには新規就業者の定着が重要であるが、新規漁業就業者は自ら漁船・漁具等を取得する必要があるため、初期投資の大きさが漁業就業の課題となっている。</p> <p>このため、初期投資負担を軽減し新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。</p>		
支援対象	都道府県	補助率	定額
対象事業	<p>(1) 離島漁業再生事業交付金 共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。</p> <p>(2) 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金 「浜の活力再生プラン」を策定する地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船や漁具等を、当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付する。</p> <p>(3) 離島漁業再生支援推進交付金 都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する。</p>		
支援内容	定額		
離島での実績	R5 対馬島、種子島など（産卵場の整備や新たな漁法の導入など）		
備考	対象地域は、離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島		
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課		
連絡先	03-6744-2392		
参照 HP	<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/ritoukoufukin/index.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/ritoukoufukin/index.html</a>		

## <対策のポイント>

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

## <政策目標>

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度まで〕）

離島漁業就業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業者数を全国の漁業就業者数の減少率に抑制〔令和6年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 離島漁業再生事業

- 離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付**します。
- 上記の取組活動を進めるに際し、都道府県、市町村に対して**事務経費などを支援**します。

### 2. 離島漁業新規就業者特別対策事業

- 「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船等を当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に**最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付**します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 1. 離島漁業再生事業

#### 【交付対象活動】

① 漁業の再生に関する話合い

② 漁場の生産力向上のための取組  
種苗放流、漁場の管理・改善、  
産卵場・育成場の整備、漁場監視等

③ 漁業の再生に関する実践的な取組  
新規漁業・養殖業への着業、  
低・未利用資源の活用、高付加価値化、  
販路拡大、海洋レジャーへの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

### 2. 離島漁業新規就業者特別対策事業

#### 【支援内容】

漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規就業者に貸付を行う際のリース料を支援します。



No.	⑤-23	R6 予算額	374 百万円
事業名	特定有人国境離島漁村支援交付金	府省庁名	水産庁
概要	<p>離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。</p> <p>離島の中でも、特定有人国境離島地域は特に遠隔であるなど不利性が離島の中でも高い地域であるが、平成 28 年 4 月「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立し、第 15 条では雇用機会の拡充への適切な配慮が求められ、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図る必要があるとされている。</p> <p>このため、水産物等地域資源を活用した漁業集落の取組を支援し、雇用機会の拡充により特定有人国境離島地域の漁業集落の維持を図って行く必要があるため、交付金による支援を実施する。</p>		
支援対象	都道府県	補助率	定額
対象事業	<p>特定有人国境離島地域において、漁業集落が行う雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付する。</p> <p>以下の取組に対して支援</p> <p>① 雇用を創出するための取組 新たな漁業又は海業に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費</p> <p>② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備 漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費</p>		
支援内容	定額		
離島での実績	R5 利尻島、対馬島、壱岐島など（新たな漁業の起業、海業の事業拡大など）		
備考	対象地域は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成 28 年法律第 33 号)第 2 条第 2 項において定められた特定有人国境離島地域		
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課		
連絡先	03-6744-2392		
参照 HP	<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/tokutei/tokutei.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/tokutei/tokutei.html</a>		

## <対策のポイント>

特定有人国境離島地域における漁業集落の維持を図るため、**漁業・海業の起業又は事業拡大による雇用機会の拡充を図るための取組を支援**します。

## <政策目標>

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度目標〕）

離島漁業就業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業者数を全国の漁業就業者数の減少率に抑制〔令和6年度目標〕）

## <事業の内容>

○ 以下の取組を市町村が支援する場合に要する経費に対して、交付金を交付します。

### ① 雇用を創出するための取組

**新たな漁業又は海業※に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費を支援**します。

※「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等。

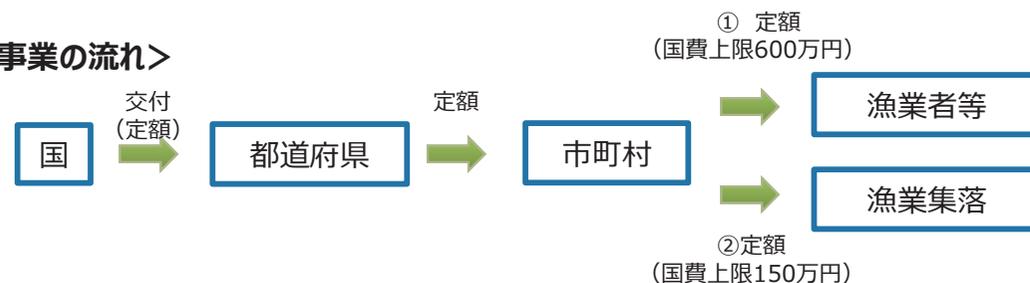
### ② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で**基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費を支援**します。

### 【対象地域】

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域

## <事業の流れ>

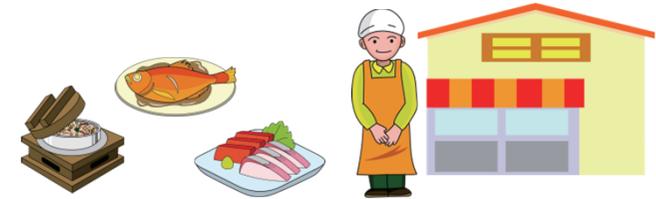


## <事業イメージ>

### 【取組事例】

#### ① 雇用を創出するための取組

○ 地域の水産物を利用した漁家レストランや水産物の直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



#### ② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

○ 漁業集落内の景観の維持又は保全に取り組む経費を支援します。



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

No.	⑤-24		R6 予算額	1,952 百万円
事業名	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		府省庁名	水産庁
概要	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、水産業のスマート化の推進等の取組を支援			
支援対象	都道府県、市町村、漁業協同組合等	補助率	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内	
対象事業	漁業所得の向上を図るため、共同利用施設等の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、漁港漁村交流の促進に必要な施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等について支援			
支援内容	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内			
離島での実績	日間賀島（鮮度保持施設）等			
備考	・離島にあつては、水産業強化支援事業の一部メニューについて交付率を 5.5/10 に嵩上げ。			
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課			
連絡先	03-6744-2391			
参照 HP	<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html</a>			

# 浜の活力再生・成長促進交付金

【令和6年度予算額 1,952 (2,402) 百万円】

## <対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策等の取組**を支援します。

## <政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上 [取組開始年度から5年後まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等**を支援します。

### 浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

### 2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、漁港漁村交流の促進に必要な施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策等**を支援します。

### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

### 2. 水産業強化支援事業

#### <ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁業地域の防災減災、漁港漁村交流の促進等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設



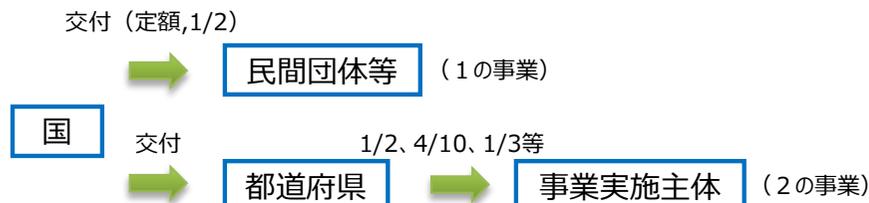
津波避難タワー

#### <ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用推進等を支援

【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課 (03-6744-2391)

## <事業の流れ>



No.	⑤-25	R6 予算額	450 百万円
事業名	経営体育成総合支援事業	府省庁名	水産庁
概要	<p>漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付、インターンシップの受入れ、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、デジタル技術（ICT）活用を含む漁業者の経営能力の向上及び海技資格の取得等を支援</p>		
支援対象	民間団体	補助率	定額
対象事業	<p>1. 漁業担い手確保・育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付</li> <li>○就業希望者への就業相談会の開催等を支援するとともに、新たにインターシップや就業体験の受入を支援</li> <li>○新規就業者の漁業現場での長期研修について支援</li> <li>○若手漁業者の ICT 活用を含む経営・技術の向上を支援</li> </ul> <p>2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海技士資格習得のための履修コースの運営を支援。</li> </ul>		
支援内容	定額		
離島での実績	R4 利尻島、礼文島、島後、中ノ島、壱岐島、福江島、対馬、若松島、平島、上甕島、種子島、中甕島（長期研修支援事業を実施）		
備考			
担当部署	水産庁漁政部企画課漁業労働班		
連絡先	03-6744-2340		
参照 HP			

# 経営体育成総合支援事業

【令和6年度予算概算決定額 450 (498) 百万円】  
 (令和5年度補正予算額 (漁業担い手確保緊急支援事業) 250百万円)

## <対策のポイント>

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付、インターンシップの受入れ、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、デジタル技術 (ICT) 活用を含む漁業者の経営能力・技術の向上及び海技資格の取得等を支援します。

## <政策目標>

毎年2,000人の新規就業者を確保

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 漁業担い手確保・育成事業

- ① 漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付します。
- ② 就業希望者への就業相談会の開催等を支援するとともに、インターンシップや就業体験の受入れを支援します。
- ③ 定着促進のため、新規就業者の漁業現場での長期研修について支援します。
- ④ 漁業者のデジタル技術 (ICT) 活用を含む経営能力・技術の向上を支援します。

### 2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業

水産高校卒業生を対象とした海技資格取得のための履修コースの運営等を支援します。

#### (関連事業)

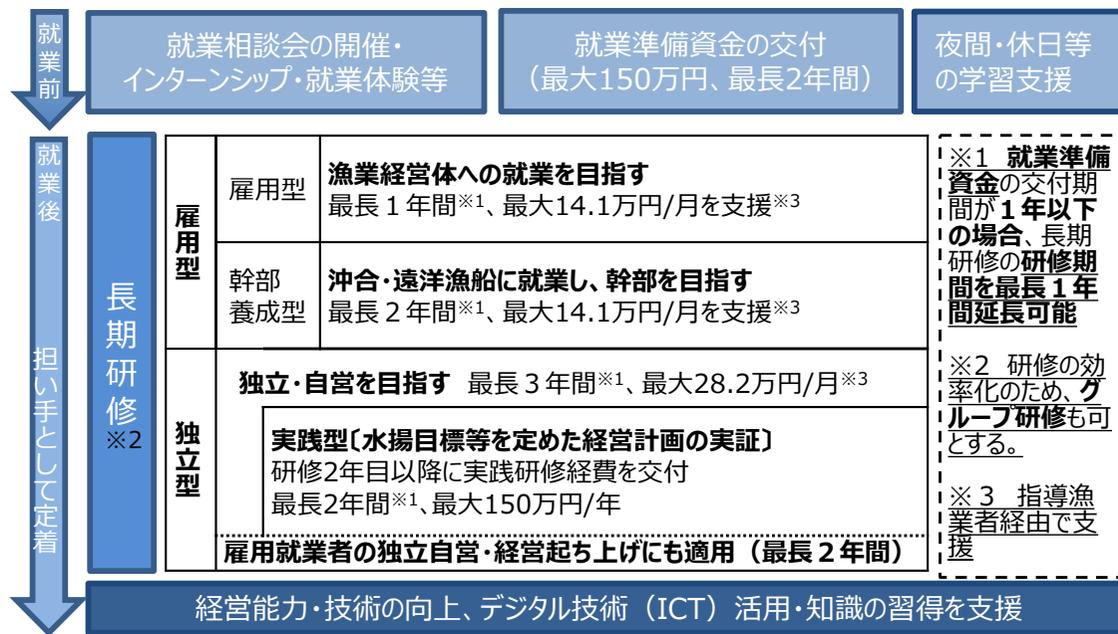
#### 水産業成長産業化沿岸地域創出事業

新規就業者のための漁船・漁具等のリース方式による導入を支援します。

#### 漁業収入安定対策事業

計画的に資源管理等に取り組む新規就業者の漁獲変動等による減収を補填します。

### 1. 国内人材確保に向けた支援



### 2. 海技士免許取得に必要な乗船履歴を短期に取得するコースの運営等を支援



【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁企画課 (03-6744-2340)  
 (2の事業) 研究指導課 (03-6744-2370)

## <事業の流れ>



No.	⑤-26		R6 予算額	1,452 百万円
事業名	水産多面的機能発揮対策		府省庁名	水産庁
概要	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援			
支援対象	1 地域協議会、活動組織、都道府県及び市町村 2 民間団体	補助率	1 定額 2 委託	
対象事業	<p>1 水産多面的機能発揮対策事業</p> <p>① 環境・生態系保全</p> <p>ア 水域の保全：藻場、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査等</p> <p>イ 水辺の保全：干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等</p> <p>② 海の安全確保：国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等</p> <p>※ 多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）</p> <p>：上記①又は②の活動に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る取組を支援</p> <p>2 水産多面的機能発揮対策支援事業</p> <p>多面的機能を発揮させるために行う活動について、国民への理解の増進を図るための啓発・普及、講習会の開催、専門員の派遣、技術サポートの実施及び分析評価を行うとともに、他主体連携や広域連携の推進に取り組む。</p>			
支援内容	<p>1 ① 定額</p> <p>② 定額（ただし、資機材の整備については、1／2以内）</p> <p>2 委託</p>			
離島での実績	各地域の実績として切り分けることが困難			
備考				
担当部署	水産庁漁港漁場整備部計画課企画班			
連絡先	03-3501-3082			
参照 HP	<a href="http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html">http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html</a>			

# 水産多面的機能発揮対策事業

【令和6年度予算概算決定額 1,452 (1,653) 百万円】

## <対策のポイント>

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。

## <事業目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和7年度まで〕）
- 安心して活動できる海域の維持

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援します。

### 1. 環境・生態系保全

#### ① 水域の保全

藻場の磯焼け対策、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査等の活動を支援します。

#### ② 水辺の保全

干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

### 2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※上記1及び2に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

## <事業の流れ>

定額（1/2相当）

国

定額

地域協議会（県・市・漁協等）

定額

活動組織

（1の事業）

定額

活動組織

（2の事業（資機材の整備は1/2以内））



藻場の保全（ウニの駆除）



藻場・干潟等の保全  
（流域における植林）



ヨシ帯の保全



干潟等の保全（干潟の耕うん）



災害時の流木の回収・処理



国境・水域の監視

【お問い合わせ先】水産庁計画課（03-3501-3082）

No.	⑤-27		R5 補正予算額	2,000 百万円
事業名	韓国・中国等外国漁船操業対策事業		府省庁名	水産庁
概要	<p>外国漁船による無秩序な操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や円滑な漁場利用を行う上で、大きな障害となっている。</p> <p>このため、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。</p>			
支援対象	漁協等	補助率	定額、1/2、2/5、1/3、2/3 以内	
対象事業	<p>外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。</p> <p>(1) 漁場機能回復管理協力 外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等への支援</p> <p>(2) 外国漁船被害救済支援 外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等への支援</p> <p>(3) 漁業経営安定化支援等 緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等への支援</p> <p>(4) 漁業再編対策支援 外国漁船の操業等により影響を受ける漁業の生産体制を再編整備するための減船及び魚種転換等への支援</p>			
支援内容	<p>(1) 定額</p> <p>(2) 定額、1/2 以内</p> <p>(3) 定額、1/2、2/5、1/3、2/3 以内</p> <p>(4) 定額、1/2、2/3 以内</p>			
離島での実績	R5 年度の実績は集計中			
備考	予算額は令和5年度補正予算額を計上。基金により事業を執行。			
担当部署	水産庁資源管理部管理調整課			
連絡先	03-3502-8469			
参照 HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r5hosei_pr54.pdf">https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r5hosei_pr54.pdf</a>			

## <対策のポイント>

韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国の水域において漁業者が行う、外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

## <政策目標>

外国漁船の操業による影響を受けている漁業の経営の安定

## <事業の内容>

日本海の大和堆周辺水域等において急増する韓国・中国漁船や北海道・三陸沖におけるロシア漁船等により影響を受けている漁場の機能回復や日韓漁業交渉中断等に伴う我が国漁業者の経営安定・被害救済のための対策を基金により支援します。

### 1. 漁場機能回復管理協力

外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等を支援します。

### 2. 漁業経営安定化支援等

緊急避泊する外国漁船による漁具や施設の被害を軽減するための監視活動等を支援します。

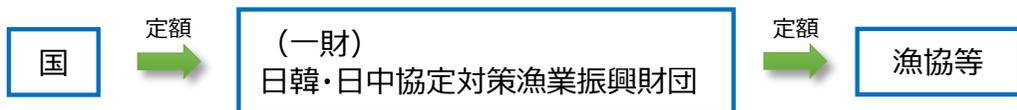
### 3. 外国漁船被害救済支援

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等を支援します。

### 4. 漁業再編対策支援

外国漁船の操業等の影響により漁業経営が困難になった漁船の計画的かつ円滑な再編整備や魚種転換して漁場移動する取組を支援します。

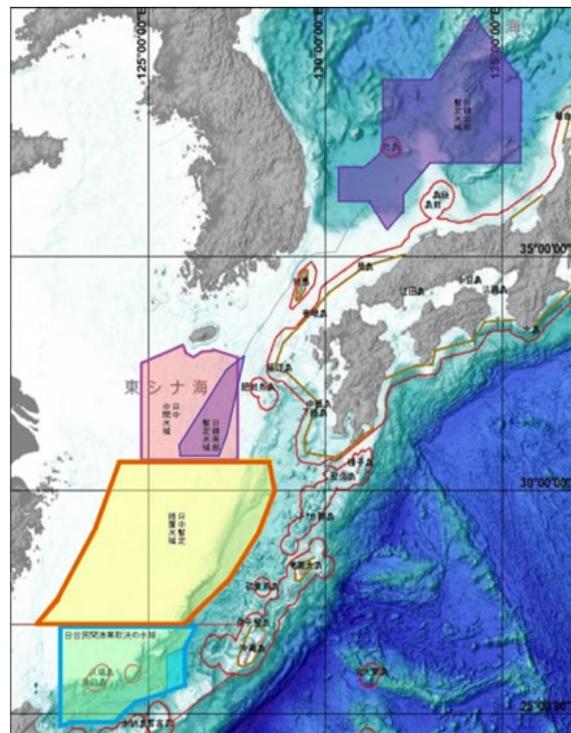
## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### <背景>

日本海と東シナ海において、本来、我が国が主権的権利を行使すべき水域に広大な日韓暫定水域や日中暫定措置水域等が設定され、外国漁船による無秩序な操業、漁具の投棄による漁場の荒廃や資源の悪化が生じており、外国漁船に対応し、水産物の安定供給を図るため、資源の回復を図るとともに、我が国漁業者の経営安定・被害救済を実施することが重要です。



韓国漁船等による投棄漁具の回収



外国漁船の調査・監視

